

大パリ・メトロポールの創設

— フランスにおける大都市制度の再編 —

西村 茂

はじめに

第一章 首都の自治制度をめぐる対立

第二章 大パリ・メトロポール制度の歴史的意義

第三章 制度の概要

第四章 地方制度改革の方向性

おわりに

はじめに

フランスの地方制度は、集権的であり、かつ断片化されているといわれる。⁽¹⁾「ジャコバンの分権化」という言葉も同様の内容を指し、中央集権が、地域間格差を生み出していると批判される。⁽²⁾

大パリ・メトロポールの創設（西村）

三八七

自治体間の格差は、都市部と農村部の違い、都市圏における中心部と周辺部の違いに顕著に現れている。この差異は、地方制度改革をめぐる政党間の主張の違いを反映しながらも、それには解消されない、地方制度改革の対立軸となっ^ている。

本稿では、左派のオランダ大統領（二〇一二年～二〇一七年）の下で成立した、パリ市を含む首都圏の自治制度を取り上げ、主として「地域公共活動の現代化とメトロポール設置に関する二〇一四年一月二十七日の法律第二〇一四―五八号」⁽³⁾（以下、二〇一四年一月七日の法律）を検討の対象とする。この法律で設置された、大パリ・メトロポール⁽⁴⁾市連合⁽⁵⁾の歴史的意義、制度概要、争点を整理することにより、フランスにおける地方分権の現状を考察したい。

第一章 首都の自治制度をめぐる対立

パリ市に関連する自治制度を論じる前提に、以下の三つの対立を考慮する必要がある。

- ① 中央政府とパリ市（集権と自治）
- ② 首都と地方（地方による首都批判）
- ③ パリ市と周辺市との対立

これらは、パリ市をめぐる自治の問題が、他の大都市以上に複雑化する要因となっている。

第一節 国によるパリの統制

首都は、つねに国と自治体との闘いの標的であり、その制度は対立の中で形成されてきた。政府は、歴史的に民衆の抵抗拠点となってきたパリの統制を重視し、首都の市長の権威と正当性を警戒した⁽⁶⁾。このため、パリ市長が存在したのは一七八九〜九四年、一八四八年、一八七〇〜七一年、一九七七年〜現在、のみである。

現在でもパリ市長は、他の市長と異なり警察権を持たず、国が任命する警察長官 *Le préfet de police* が置かれている。また、消防も国の組織であるパリ消防旅団 *La brigade de sapeurs-pompiers de Paris* が担当している。

第二節 首都開発の遅れと国による直轄事業

戦後、J・F・グラヴィエの『パリとフランス砂漠』(一九四七年)に象徴されるような、反パリの主張にもとづき、地域均衡を目的とした国土開発、経済の計画化が進められた⁽⁷⁾。その結果、一九六〇年代には、グラヴィエへの反論が現れ、首都開発の遅れが指摘されることになる。

そこで政府は、首都圏開発を経済成長の鍵と位置づけ、広域的な整備を実行するために、都市圏全域をカバーする直轄の体制を構築し、拠点施設、企業立地、ビジネス街・研究拠点の建設を進め始める。一九六一年に、都市圏開発のための国の公法人パリ・デイストリクトを創設するが、その権限をめぐって対立した当時のセーヌ県議会(パリ市の上位に存在、左派が与党)に対し、県分割解体という制度再編を強行する。

その結果として、首都の大きな県がパリと周辺三県に細分化されて弱体化する⁽⁸⁾。この首都制度再編は、財政的に豊

かなパリ市と近郊を結び付ける自治体間の「財政連帯システム」解体を意味した。他方では、相対的にディストリクトの権限が強化され、新都市建設が進められた。

このような国直轄事業による首都圏整備という流れは、二〇〇〇年代になっても継続している。グローバル化、E Uの深化によって引き起こされた大都市間競争において、パリは、大企業集積と空港接続でロンドンに劣る、という主張がその背景となっている。⁽⁹⁾ 右派のサルコジ大統領（二〇〇七年～二〇一二年）が、就任当初から「大パリ」を提起したことで、首都圏の整備と制度への関心が高まった。⁽¹⁰⁾ サルコジは、当初はガバナンスの問題を強調していたが、与党内の異論もあり、制度問題には手を付けられず、「大パリ」は、国直轄の首都圏整備計画に変更された。成立した「大パリ」に関する二〇一〇年六月三日の法律第二〇一〇―五九七号⁽¹¹⁾の内容は、「大パリは、国家的利益を有する社会・経済・都市に関わるプロジェクト」であり、「計画は、公共輸送網の敷設が中心となり、そのためのインフラ整備資金の融資は国が保証する」という国直轄事業に関するものとなり、制度改革は見送られた。

以上述べた二つの対立軸（国による統制、直轄事業）は、大パリ・メトロポールというパリ市を包括する自治体が、法律によって強制的に設置されたことと無関係ではない。

第三節 自治体間対立

小さな市に細分化されていることを前提にしつつ、パリ市と周辺の郊外市には、歴史的対立があった。産業化・都市化の進展による階級間の対立を反映し、パリ市周辺に左派の掌握する自治体（赤いベルト）が形成され、富裕層が

住むパリ市と対抗し、パリ中心のエゴイズムを非難することになる。

左派は各市の自治を優先するだけでなく、財政不均衡の是正を目的とした「大パリ」創設を提起する。レオン・ブルム内閣の厚生大臣となるH・スリエは、『都市郊外とセーヌ県の行政再編』（一九一五年）において、行政の無計画、無政府状態が、郊外の困難（人口過剰、不衛生、交通手段不足など）を生み出していると批判し、パリと郊外の「効果的な連帯」「都市圏政府」の創設を主張した。⁽¹²⁾

所得、階級の違いを基礎とした自治体間の対立が激しかったことは、二〇〇〇年代になって、他の都市で普及する広域自治体としての市連合が、パリ市と周辺部には創設されなかったことの原因と考えられる。

ただし他方で、パリ市の狭さ・小ささというガバナンスの問題は、右派からは首都の国際競争力、左派からは住宅不足や財政負担の均衡という観点からともに批判されていた。二〇〇八年に、大パリ制度について上院に提出された報告書によれば、周辺三県の市長アンケートの結果、八〇%の市長は、パリ都市圏のガバナンスは不充分と答え、八七%は住宅の危機は市レベルでは解決できないとしていた。だが同時に、その八二%はパリ市が中心となり主導することには反対していた。⁽¹³⁾このような市長たちの意見は、パリを含む市連合の必要性とパリ中心の広域自治体への反対との間の矛盾を反映するものであった。

第二章 大パリ・メトロポール制度の歴史的意義

以上のようなパリ市をめぐる対立により、右派政権では一旦は挫折した「パリ市を含む市連合」の創設というガバ

ナンス改革は、左派政権の下で実現し、大パリ・メトロポールは、二〇一六年一月一日に発足した。その区域は、パリ市を含め一三二市を包含しており、人口約七〇〇万人に及ぶ首都の新制度が誕生した。

第一節 左派政権による強制的再編

地方の大都市を対象にしたメトロポール制度は、もともとサルコジ大統領による「地方公共団体改革に関する二〇一〇年二月一六日の法律第二〇一〇—一五六三号」⁽¹⁴⁾（以下、二〇一〇年二月一六日の法律）で導入されたものであった。しかし、この法律では、関係自治体が自発的に選択する制度であったため、結局ニース・コートダジュール・メトロポールのみが設置された（二〇一二年二月三日）。

これに対して、左派政権は、二〇一四年一月二七日の法律によって、大パリを含むメトロポールを強制的に設置した。大都市制度を強制的に導入したのは、ドゴール政権以来であった。オランダは、大統領選挙期間中に、「とりわけ住宅問題の課題に対応できる適切な階層」⁽¹⁵⁾について言及していた。首都圏の住宅問題は、豊かな自治体に財政支出を促す象徴的な争点となっていた。また、オランダは、当選後の上院での演説で、ヨーロッパ規模の大都市をめざし、メトロポールを創設して国と州から権限を移譲し、都市開発の全責任を行使させる、と述べていた。⁽¹⁶⁾

大パリ・メトロポールは、パリ市を市連合に包摂し、既存の一九の市連合を強制合併するという大規模な地方制度再編であったが、関連する住民や市議会の反対意見は、無視された。

第二節 小さな市を前提とした大都市自治体

都市化に対応したパリ市域の拡大（周辺市の併合）は一九三〇年まで行われたが、それ以後合併はない。パリ市は、日本の二三特別区（合計）の規模と比較すると、面積で六分の一、人口で四分の一程度にすぎない。またパリ市は一九六八年～一九九九年の間に、その人口が約四〇万人減少し、同期間に周辺三県は約二〇万人増加、首都圏のイル・ド・フランス州人口は一七〇万人増加した。⁽¹⁷⁾ この郊外化の顕著な進行という首都圏の人口動態も、大パリ・メトロポール創設の背景である。

フランスは、他国の首都と比較すると、パリ市が小さく、首都圏には自治体が重層化し議決機関が多いと批判されてきた。⁽¹⁸⁾ パリ市は周辺市と複数の事務組合方式で連携（交通・下水道・ゴミ処理）している状態であった。またパリ市の上位にあるイル・ド・フランス州は、広大な農村部を含む区域であり、大都市自治体ではない。

パリ市が、狭くて小さいという問題は、首都制度にとどまらず、フランスの地方制度そのものを象徴している。市と県は大革命以来、ほとんど合併再編されていない。一九八〇年代のミッテラン政権以来の地方分権化は、約三万六〇〇〇の市と一〇一の県の存在を前提に進められてきた。しかし、広域行政の需要に対応する制度として、市の上には市連合、県の上に州（一九八六年三月に初めて直接選挙が実施）が形成され強化されてきた。その結果、現在、地方自治体は実質的に四層となっている。

すなわち、フランスは自治体が小さく、その数が増加する国であり、日本の状況とは対照的である。批判する立場からは、「断片化しすぎたガバナンス」のため自治体が共同して取り組むべき課題に充分対応できず、他国の大都市

圏との競争で不利になると指摘される。パリ市と大パリ・メトロポール制度との関係は、このような問題状況の典型であったといえる。

ただし、大パリ・メトロポールはパリ市の存続を前提としている。日本における都市制度の再編構想（特別市、大阪都）とは異なり、フランスの大都市再編論には、既存の市の合併や解体による広域化という議論はなかったことに留意する必要がある。

第三章 制度の概要⁽²⁰⁾

大パリ・メトロポールは、法制度上は「特別の市連合」である（地方自治法典Ⅴ五二一九―一参）。その区域は、パリ市、パリを囲む三県の全市、さらにその外縁部の七市を包括し、一三一の市で構成されている。以下、その制度概要を整理する。

第一節 議会・執行機関

メトロポール議会が議決機関である。現在は、各市議会がその議員を選出する間接選挙によって構成されている。他都市のメトロポール議会は、すでに二〇一四年に直接選挙が実施されているが、大パリ・メトロポール議会の直接選挙は二〇二〇年とされた。

議員数は二〇九名である。一三一市のすべてが少なくとも一名の議員を有している。パリ市は、メトロポール人口

のうち三分の一を占め、議員数は六二名となっている。⁽²⁾

その党派構成をみると、共和党九三、社会党四四、共産党（左派戦線）三三、独立民主連合（中道右派）二五、エコロジスト（EELV）九、諸派（右派）五であり、右派と中道右派で多数を占めている。

執行機関の長はメトロポール議会議長であり、共和党のP・オリエ（国民議会議員およびRuël-Malmanson 市市長を兼任）が選出され、二〇一六年一月二二日に就任している。副議長は二〇名おり、共和党九、社会党四、独立民主連合三、共産党三、エコロジスト一という構成になっている。また第一副議長は、社会党のA・イダルゴ（パリ市長）が務めている。

第二節 権限・財源

地方自治法典L五二一九―一条に列挙される権限は以下のとおりである。

- ① 大都市空間整備（地域総合計画SCOT作成、情報ネットワーク整備）
- ② 住宅政策（住宅計画、社会住宅への補助）
- ③ 経済社会文化開発（産業開発地域、文化教育スポーツ施設の整備管理）
- ④ 環境保護・生活環境整備（大気汚染・騒音対策、エネルギー需要管理）

財源をみると、他の市連合と同じく、単一事業税taxe professionnelle uniqueを課税できる。ただし過渡期（二〇一六年～二〇二〇年）は、企業への付加価値税のみを収入とし、企業の不動産税は、域内分権組織である地域公法人（後述）

の税源とされている。

二〇一六年度予算の収入総額は、三四億二二〇〇万ユーロで、そのうち国の交付金は、一三億二九〇〇万ユーロとされた。支出では、経常支出が三三億六七〇〇万ユーロであるが、そのうち、市へ移転されるものが三三億六〇〇〇万ユーロあり、メトロポール自体の支出（人件費、議会費、施設費など）は、七二〇万ユーロ程度にすぎない。収入から経常支出を引いた五五〇〇万ユーロが公共投資など事業支出になる。⁽²²⁾

第三節 域内分権

メトロポールと市の中間レベルに、メトロポールの権限に関わる域内分権組織として、一二の地域公法人 *établissement public territorial* が設置されている（パリ市は例外として単独でこの地域公法人を兼ねている）。その区域は、メトロポール設置以前に存在した二一の市連合を基にしているが、人口規模が三〇万以上になるように設定された。⁽²³⁾

二〇一四年一月二七日の法律では「法人格のない組織」とされたが、各市はより強力な組織になることを要求し、事務組合 *syndicat de communes*、すなわち課税権はないが法人格を有する広域連合体として発足した（地方自治法典 L五二一九―二条）。その結果、大パリ・メトロポールは「二段階の市連合」となっており、メトロポールが政策形成の戦略的レベル、地域公法人が執行と管理のレベルと位置づけられている。⁽²⁴⁾

この公法人の議会は、メトロポール議会が指名する各市の代表（メトロポール議会議員を兼任）によって構成されており、この点でも「二段階の市連合」といえる。執行部は、議会が選出する、議長および副議長からなる。

その権限は、都市再開発、文化スポーツ施設の建設・維持・管理、上下水道、ゴミ処理、住宅以外の社会政策など

広範に及んでいる（地方自治法典し五二九―五条）。

財源は、事務組合であるが「特別な広域連合体」として、二〇二〇年末までは過渡的に、企業の不動産および経済活動に課される税の一部が付与されている。

第四章 地方制度改革の方向性

第一節 四層制の再編成

二〇〇七年以来、階層制度に関わる改革については、①廃止（県の廃止）、②強化する層の選択（州と市連合の重視）、③大都市特例（県から市連合への権限移譲）、④州議会と県議会の議員兼任（層を廃止せず連結する）など様々な構想が議論されてきた。そのうち、制度化にまで至った改革を整理すると、フランスにおける地方分権化の特徴が明らかとなる。

第一項 メトロポールと市の関係

これまで首都圏では、市の細分化は地域間格差を生む要因と批判されてきたものの、⁽²⁵⁾すでに指摘したように、小さな市による自治は、現行メトロポール制度の前提となっている。

サルコジが設置した「地方団体改革委員会」（バラデュール議長）は、報告書の提案で、大都市圏に特別の地方団体を創設し、市の権限とともに県の権限の多くを行使させるとし、その下の各市については二案（a. 公法人への格下げ、

b. 自治体として存続するが特別市の後見を受ける⁽²⁶⁾としていた。

このような構想を推進する立場からすると、自治体としての市が存続する、現行のメトロポールは、バラデュール委員会提案から後退し、名称が残っただけだとの意見がある⁽²⁷⁾。いずれにしても右派政権でも左派政権でも、改革・対立の軸は、市の廃止ではなく、市の存続を前提とした階層間権限配分の問題であった。

第二項 メトロポールと県の関係

「大パリ」をめぐる提案の中には、パリ市周辺三県を廃止するという構想も存在したが、結局、県は存続した。ただし大パリ・メトロポールは、県の上に市連合が置かれるという例外的制度を生みだした。

さらに、リヨン都市圏では、リヨン・メトロポールⅡ県という特別自治体が創設されて、ロヌ県から独立した（ロヌ県は人口の四分の三を失った）。

メトロポール制度によって、二大都市圏では、約二〇〇年続いた画一的な県制度の例外が誕生した。このことは、大都市圏では確実に県の弱体化が進んだということを意味する。

この事態は右派政権でなく左派政権の下で起こった。リヨン方式は、県からの離脱、県の分割であり、日本で指定都市が主張している「特別自治市」に類似するが、その上位に州が存在する点ではまったく異なる。フランスにおいて、今後リヨン方式が、他の地方都市圏に広がるならば、大都市圏では県が存在しない状態が生まれ、県の性格は、ますます農村部の市を補完する自治体に変化することになるだろう。

第三項 県の廃止提案の挫折

オランダ大統領の下で、一時期には県の廃止が提案されたことがある。二〇一四年三月一日に就任したヴァルス首相は、国会演説（四月八日）で、二〇一五年改選県議会の任期が終了する二〇二一年に、県を廃止すると述べ大きな反響を呼んだ。この動きはイタリアにおける県廃止の法律成立という動向とも連動していた。⁽²⁸⁾

その後首相は、地方議員の反対を受けて、農村地域では県を存続させるといふ譲歩姿勢に転換した。これを受ける形でエロー前首相は、二〇二〇年の市議会選挙時に、大バリ・メトロポールと県議会との統合（首都圏での県廃止）が課題になると発言（二〇一五年二月二日）する動きもあり、都市部での県廃止が模索されていた。⁽²⁹⁾

だが結局、左派政権で県廃止が法案化されることはなかった。現在のところ、四層制の維持は、主要政党においては多数派であり、県の廃止は少数意見にとどまっている。⁽³⁰⁾したがって県廃止は困難であるが、今後は、メトロポール制度の定着・発展によって、都市部での県廃止という動きが強まるのではないかと思われる。

第二節 合併による階層の強化

第一項 四層のうちどれを強化するか

県廃止への抵抗に加えて、市の合併に対する地方の抵抗も大きいため、四層制は地方制度改革の前提となっていた。したがって問題は、どのレベルを重視するかであった。

この論点は、二つの対立する立場に要約できる。「州と市連合」のカップルを重視するか、「県と市」カップルを重視するかである。前者は、大都市間の国際競争、経済開発・大型インフラ整備を強調し、後者は、近接性、地域間格

差是正、農村部の発展を擁護する立場といえる。そして、この対立では、右派政権、左派政権ともに、主として州と市連合を強化する方向で地方制度を再編してきた。メトロポールの導入と強制による、大都市の市連合強化は、その重要なステップであった。

ただし、指摘しておかねばならないことは、この州と市連合のカップルも対立を内包していることである。大パリ・メトロポールは、イル・ド・フランス州の空洞化、メトロポールとその外周三県との格差拡大を意味するからである。

第二項 市連合の合併と州の合併

オランダ政権の下で、この二層の合併が「上から」進められた。数の削減と規模拡大によって、市連合と州は相対的に強化された。⁽³¹⁾

市連合については、二〇一〇年二月一六日の法律が、人口基準を五〇〇〇人以上として、複数の市連合の合併を促したが、「共和国の新しい地方組織に関する二〇一五年八月七日の法律第二〇一五―九九一号」⁽³²⁾（以下、二〇一五年八月七日の法律）では、この基準が一万五〇〇〇人に引き上げられ、一層の規模拡大が目指された。

二つの法律に基づいて、全国的に県単位の計画が作成され、市連合の合併が促進され、着実に実施されてきた。その結果、市連合の数は二〇一〇年一月一日の二六二一から二〇一七年一月一日には二二六三に削減されることになった。⁽³³⁾

さらに、州については地方の異論・反対にもかかわらず、「州の境界画定、州議会・県議会選挙と選挙日程変更に関する二〇一五年一月一六日の法律第二〇一五―二九号」⁽³⁴⁾による強制的な合併で、二二二から一三三に削減された（新し

い州は、二〇一六年一月一日に発足。

合併による規模拡大に加えて、権限強化が進められたことも付言しなければならない。メトロポール創設と並行して、州の権限については二〇一五年八月七日の法律によって、県の権限であったスクールバスや定期路線バスの運営などが移譲された。法案の冒頭に置かれた趣旨説明の文章では、「強化された州、強い市連合」から組織されるフランスにおいては、「二〇二〇年に県議会の廃止方法についての真剣な議論が穏やかに開始できることになる」と踏み込み、将来の県廃止まで示唆していた。⁽³⁵⁾ 法案審議においては、権限再配分は、州の権限強化を目的とし、県の衰弱、⁽³⁶⁾ 計画的な県廃止を準備するものであるとの批判がなされた。

以上のような合併と権限再配分によって、市連合と州は強化され、県という階層は、その上下から確実に「空洞化」しつつある。

おわりに

フランスでは二〇〇七年以来、右派サルコジ、左派オランドともに、大統領当選以後に、地方制度を大きく変更する法律を成立させてきた。しかし、改革の基本は、州と大都市の拡大・強化であり、県と市の弱体化であったという点で共通性があった。このことは、フランスの地方制度の特徴であり、批判的でもある「ミルフィーユ（四層制）」の簡素化・合理化には手がつけられなかったことを意味する。それどころか首都圏では、パリ市が存続しつつ、大バ

リ・メトロポールという新たな階層が設置された⁽³⁷⁾。県や市の廃止は日程にのぼっておらず、小さな市や県を、近接性、非都市部の行政という観点から再評価する議論も根強い。

二〇一七年の大統領選挙における候補者たちは、たえず繰り返されてきた地方制度改革を一旦休止しようという意識も強いといわれており、⁽³⁸⁾新大統領の下での制度再編の方向は不透明である。

しかし、今後分権改革の方向は四層制を維持しつつ、「県と市」より「州と市連合」を強化するという方向へ向かうと思われる。州については、州の立法権を憲法に明記する案（州が自らの権限に関する法令を修正提案できる権限）があり、市連合については、議会選挙の単独実施（現行制度では市議会選挙時に同一リストで実施）など、いくつかの制度改革案がみられ、権限移譲以外の改革が日程にのぼってくるのではないかと考えられる⁽³⁹⁾。

- (1) Marc Wic, *Le Grand Paris: Premier conflit né de la décentralisation*, L'Harmattan, 2011, p. 26.
- (2) M.-P. Bourgeois, "Jean-Frédéric Poisson: «Mettons fin à la logique du déracinement en renforçant les départements»", *Laguette*, fr, le 09/11/2016. (オンライン版。字数の制限からアドレスは省略した。最終アクセスは二〇一七年一月三〇日。以下すべてのオンライン情報へのアクセスも同日)
- (3) LOI n° 2014-58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles.
- (4) この法律の意義は、以下の二点に整理できる。第一に「パリ、リヨン、マルセイユという三大都市を含む一一の都市圏にメトロポールという自治体を強制的に創設したこと」、第二に、「前政権が廃止した県および州の一般権限条項を復活したこと」である。P.-J. Quilès, *Les Collectivités Territoriales en 70 fiches* (4e édition), ellipses, 2016, pp. 20-23. ただし、本稿ではメトロポール制度についてのみ取り上げる。
- (5) 本稿では、課税権を有する établissements publics de coopération intercommunale (EPCI) を市連合と記述する。この市

- 連合は、憲法上の「地域団体」Collectivités territoriales（市・県・州の三層）には含まれない。もともと二〇〇三年憲法改正以前には、「地方団体」Collectivités locales という用語も併用され、その区別は明確ではなかった。M. Thoumeou, *Collectivités territoriales Quel avenir?* (2e éd.) La Documentation Française, 2016, p. 11, pp. 203-204. 市連合は、課税権と直接公選議会（二〇一四年選挙以後）をもつ点で、現在では自治体としての実質を持ち、国立統計経済研究所の国民統計における Collectivités locales には、三層とともに市連合も含まれている。現在、四層の自治体が存在し、ミルフィーユと称されるのがフランスの特徴であるといつてよい。地域団体と市連合の区別の消滅については、飯島淳子「フランス地方制度改革の現状」、比較地方自治研究会『平成二四年度比較地方自治研究会調査研究報告書』、自治体国際化協会、二〇一三年、一二四頁⁶ <http://www.clair.or.jp/forum/pub/docs/h24hikakuhokukusyopdf>
- (6) P. Subra, *Le Grand Paris*, Armand Colin, 2009, p. 22.
- (7) P. Subra, op. cit., pp. 62-63.
- (8) Comité pour la réforme des collectivités locales, 《*Il est temps de décider*》 *Rapport au Président de la République*, 2009, p. 52. <http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/094000097.pdf>
この「地方団体改革委員会」は、サルコジ大統領が二〇〇八年一〇月に設置したもので、バラデュール元首相（右派）が議長となり、メンバーにはモローア元首相（社会党）も参加した。報告書は二〇〇九年三月五日提出され、二〇〇の提案の大半は全会一致で採択されている。旧セーヌ県へのノスタルジーについては次の文献も参照。P. Panerai, *Paris métropole: Formes et échelles du Grand-Paris*, Éditions de la Villette, 2008, p. 57.
- (9) P. Subra, op. cit., p. 59.
- (10) J.-P. Planchou, *Scénarii pour la métropole Paris-Ile-de-France demain*, Rapport de la commission présidée par conseil régional d'Ile-de-France, 2008, p. 5. <http://blogs.senat.fr/wp-content/uploads/grandparis/rapport-commission.pdf>
- (11) LOI n° 2010-597 du 3 juin 2010 relative au Grand Paris.
- (12) P. Subra, op. cit., pp. 14-15.
- (13) P. Daller, *Rapport d'information sur les perspectives d'évolution institutionnelle du Grand Paris*, Sénat, 2008, p. 70. <http://www.senat.fr/rap/r07-262/r07-2621.pdf>

- (14) LOI n° 2010-1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales.
- (15) オランダ大統領の公約に関するサイトを参照。Francois Hollande a présenté au cours de sa campagne 60 grands engagements, que nous avons subdivisé en 189 promesses distinctes. <http://www.luijpresidentfr/60-engagements>
- (16) Allocution de M. le Président de la République aux États généraux de la démocratie territoriale. Publié le 05 Octobre 2012. <http://www.elysee.fr/declarations/article/allocution-de-m-le-president-de-la-republique-aux-etats-generaux-de-la-democratie-territoriale/>
- (17) P. Daller, op. cit., p. 33.
- (18) Comité pour la réforme des collectivités locales, op. cit., p. 53.
- (19) J. A. Benisti, *Avis (N° 2008) sur les articles 2, 3, 7, 8, 18, 19, 20, 21, 22, 23 et 27 du projet de loi (n° 1961) relatif au grand paris*, l'assemblée nationale le 4 novembre 2009. <http://www.assemblee-nationale.fr/13/rapports/r2008.asp>
- (20) この法律およびオランダによる地方分権改革全般については次の文献を参照された。黒瀬敏文ほか「オランダ大統領によるフランスの地方自治制度改革に関する動向（一）〜（六）―日仏比較論・フランス政治学的観点から見た地方分権関連法律―」『地方自治』第104号（2014年4月）第797号〜8月第801号および2015年6月第810号。
- (21) Métropole du Grand Paris, “Conseil, commissions thématiques et groupes politiques” <http://www.metropolegrandparis.fr/fr/content/conseil-commissions-thematiques-et-groupes-politiques>
- (22) Métropole du Grand Paris, “Budget 2016” <http://www.metropolegrandparis.fr/fr/content/budget-2016> 第4章 Nathalie Moutarde, “La métropole du Grand Paris a voté son premier budget”, *LE MONITEUR.FR* le 04/04/16. <http://www.lemoniteur.fr/article/la-metropole-du-grand-paris-a-vote-son-premier-budget-31972319>
- (23) Direction Générale des Collectivités Locales, “La carte intercommunale au 1er janvier 2016”, *BIS*, n° 109, mars 2016. http://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/files/BIS_109.pdf
- (24) Métropole du Grand Paris, “Double niveau d’intercommunalité” <http://www.metropolegrandparis.fr/fr/content/double-niveau-dintercommunalite>
- (25) J.-B. Forray, “Grand Paris: «L’émiettement des pouvoirs locaux favorise la ségrégation»” Patrick Le Lidec, *Lagazette*.

fr, le 08/06/2016

- (26) Comite pour la reforme des collectivites locales, op. cit., p.123.
- (27) J.-B. Forray, "Reforme des collectivites : espoirs decus ? -Introduction", *Lagazette.fr*, le 02/02/2011.
- (28) イタリアの県は、二〇一四年四月七日法律第五六号「大都市・県、コムーネの連合および合併に関する規定」で廃止された。「今後、県の事務の多くは州に吸い上げられ、一部はコムーネに移譲される。県議会は解散し、県の公務員は州やコムーネ等の団体に転出する」。工藤裕子「イタリアの地方制度をめぐる最近の動向」二〇一〇一年憲法改正後の展開と新たな憲法改正に向けて〜「自治体国際化協会（平成二五年度比較地方自治研究会調査研究報告書）二〇一四年一月。 http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/h25_houkokusyo_05.pdf
- (29) Jean-Baptiste Forray, "Le carton jaune de Jean-Marc Ayrault a la reforme territoriale", *Lagazette.fr*, le 03/02/2015.
- (30) サルロジは、シッテラン側近であったアタリを「フランスの成長を解放するための委員会」の議長に任命した。この委員会の報告書 *Rapport de la Commission pour la liberation de la croissance*（二〇〇八年一月三日に大統領に提出）は、「強い少数の州」と「強化された市連合」を中心に地方組織を簡素化することを提案した。サルロジは、委員会提案は全て実行すると約束していたが、県の廃止については拒否した。先述のバラデュール議長による委員会が設置される前から、県の廃止という方向は退けられていたといえる。
- (31) オランダ政権は「州・市連合」のカッブルを強化する方針を公式に明言していた。Compte rendu du conseil des ministres du 18 juin 2014 Délimitation des régions, élections régionales et départementales, modification du calendrier électoral et nouvelle organisation. <http://www.gouvernement.fr/conseil-des-ministres/2014-06-18/delimitation-des-regions-elections-regionales-et-departementales>
- (32) LOI n° 2015-991 du 7 août 2015 portant nouvelle organisation territoriale de la République.
- (33) J.-B. Baptiste Forray, "Intercommunalités : vers une vague de mégafusions", *Lagazette.fr*, le 12/10/2015. ㊦㊧㊨ J.-B. Baptiste Forray, "Une France à 1,200 intercommunalités", *Lagazette.fr*, le 25/11/2016.
- (34) LOI n° 2015-29 du 16 janvier 2015 relative à la délimitation des régions, aux élections régionales et départementales et modifiant le calendrier électoral.

- (35) EXPOSÉ DES MOTIFS de la loi n° 2014-1741. <http://www.senat.fr/leg/pjl13-636.html>
- (36) J.-J. Hyst et R. Vandierendonck, *Rapport (n° 174) sur le projet de loi portant nouvelle organisation territoriale de la République*, Sénat, le 10 décembre 2014, p. 11. <http://www.senat.fr/rap/14-174/14-1741.pdf>
- (37) 大ハリ・メトロポールが二段階の市連合となり階層が複雑化した点については以下を参照: Catherine Le Gall, “Grand Paris: le bras de fer pour la gouvernance”, *Lagazette.fr*, le 19/05/2016.
- (38) J.-B. Forray, “Présidentielle 2017: les enjeux-clés pour les collectivités territoriales”, *Lagazette.fr*, le 10/11/2016.
- (39) J.-B. Forray, “Réforme territoriale: Estelle Grelier veut une saison 2”, *Lagazette.fr*, le 24/01/2017.

(金沢大学法学系教授)